

障がい者に対する相談支援体制の 重点化について(中間まとめ)

平成26年2月21日
熊本市健康福祉子ども局
障がい保健福祉課

現行の本市における相談支援体制の課題（これまでの議論）

- ① 補助事業である(公募でない)ことから、公平性の観点から適当でない。
- ② 区によって偏在が見られ、配置が適正でない。
※ 中央区4、東区2、西区1、南区4、北区4
- ③ 事業所の多くが母体施設が主たる対象とする障がい種別を中心に対応しており、全ての障がいを総合的に支援できる事業者が少数に留まる。
- ④ 事業所の半分以上は母体施設内に設置又は隣接しており、母体施設の利用者が7割を超える事業者があるなど、地域に開かれた事業所となっていない。
- ⑤ 障害者相談支援事業については、十分な基本相談支援を行える体制となっていない。
 - ・1事業所当たり2名以上の人員を配置する(非常勤含む)こととなっているが、大半の事業所は常勤職員が1名であり、複数人配置している事業所も同法人内の他事業と兼務する者があるなど、実質1事業所当たり約1.5人の体制という現状。
 - ・サービス等利用計画等の作成・モニタリングを行う指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定も同時に受けている事業者が大半であり、当該各事業者の人員と障害者相談支援事業者の人員が同様である(切り分けをしていない)ことから、基本相談支援を行う体制が不十分。
- ⑥ 各区役所に配置する障害者ケアマネジメント従事者については、本来的には障がい者相談支援事業者に対する専門的な指導、助言等を行うことにより、相談支援機能の強化を図るものであるところ、ケアマネジメント従事者が各区役所に分散されていること等もあり、そうした役割を果たすまでには至っていない。
※ 障害者ケアマネジメント従事者数 H25年度7人(中央2、東1、西1、南1、北2)
- ⑦ 相談支援事業所における相談支援専門員の体系的な研修システムなど、支援スキル(ケアマネジメント技術)向上の機会が少ない。

■相談支援事業の重点化

現行の1箇所当たり約1.5人体制の計15箇所の事業所について、区ごとの適正配置及び地域の総合相談窓口としての機能強化の観点から、他都市における相談支援事業所の対人口比の事業所数及びその人員配置状況も踏まえ、以下のとおり相談支援事業の重点化を行う。

【重点化に向けた取組】

・障がい種別・年齢別によらない対応を基本

様々な障がい種別や障がい児・者の区別なく、総合的に対応可能な人員配置を検討していただく。

・母体施設敷地(隣接地含む)外に事業所を設置することを基本(地域に開かれた事業所)

平成26年度補正予算要求時(6月)に法人本体施設からの移設に際する施設整備費を要求予定。

・設置する区に在住する障がい者の対応を基本

相談受付を区民に限定するものではなく、地域の相談支援の拠点としての役割を果たすもの。

区を単位とした関係機関相互の連絡体制強化や地域課題の集約、情報の共有等を目的とした会議の設置を検討。

・1事業所当たりの人員増 (3名程度を予定)

人員増に伴い、委託料予算の増額要求予定(金額未定)。

・事業所を地域バランス、利用者の利便性を考慮して配置

相談支援事業所 9箇所 + 基幹相談支援センター(相談支援事業所を併設) 1箇所 設置予定。

事業所の配置に当たっては、区ごとに人口等の密集状況及び交通アクセス等の利便性を勘案したものとする。

・計画相談支援も行う事業所については、基本相談支援の体制確保のため、計画相談支援の実施に何らかの制限を課す。

例) 件数制限をかける、3人のうち2人は計画相談支援との兼務を認めない 等

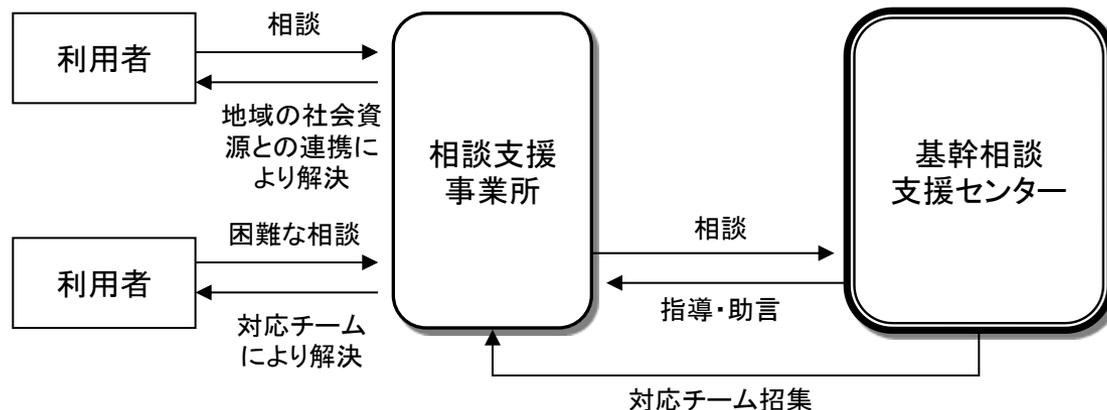
⇒ 制限の方途については検討中

相談支援機能の強化に向けた取り組み

■相談支援機能の強化(基幹相談支援センターの設置)

基幹相談支援センター(1ヶ所)を設置することにより、相談支援事業所に対する専門的な指導・助言及びケアマネジメント技術の向上並びに相談支援事業所のネットワーク化等の支援、また、相談支援事業所が対応に苦慮する複雑又は困難事案や虐待事案等への後方支援に関する、他職種・他機関との連絡調整を含む横断的な相談支援を行う体制を整える。

<基幹センターの相談支援事業所に対する後方支援イメージ>



【対応チームメンバー 例】

- ・利用者から相談を受けた相談支援事業所
- ・基幹相談支援センター
- 必要に応じて
- ・その他相談支援事業所
- ・各種専門機関(医療機関、警察、教育機関等)

○熊本市各区適正事業所数

| | 人口(人) ※H25.8.1現在 F | 人口当たり 適正事業所数 (対 他都市平均値) F/D | 人口当たり 適正人員数 (対 他都市平均値) F/E |
|-----|--------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 中央区 | 185,306 | 1.9 | 5.9 |
| 東区 | 189,446 | 2.0 | 6.1 |
| 西区 | 92,813 | 1.0 | 3.0 |
| 南区 | 124,944 | 1.3 | 4.0 |
| 北区 | 144,785 | 1.5 | 4.6 |
| 全市 | 737,294 | 7.7 | 23.6 |

※他指定都市平均値 1事業所当たり対応人口 95,521
 人員1人当たり対応人口 31,305

【現行配置案】

相談支援事業所

| 事業所数 | 人員数 |
|------|-----|
| 2 | 6 |
| 2 | 6 |
| 1 | 3 |
| 2 | 6 |
| 2 | 6 |
| 9 | 27 |

基幹相談支援センター (相談支援事業所併設)

| 事業所数 | 人員数 |
|------|-----|
| 1 | 3 |
| 1 | 3 |
| 1 | 6 |

計 10 33
 箇所 名

今後のスケジュール等

■今後のスケジュール(予定)

※注意※ あくまで現行の予定であるため、前後する場合があります。

| | | | |
|---------------|-------|-------|--------------------------|
| <u>平成25年度</u> | 平成26年 | 2月21日 | 第4回自立支援協議会本会議 |
| <u>平成26年度</u> | | 4月上旬 | 6月補正予算要求 |
| | | 5月16日 | 第1回自立支援協議会本会議（委託要件等概要説明） |
| | | 6月下旬 | 6月議会議決（委託にあたっての関係予算確定） |
| | | 7月中 | 公募開始、公募説明会開催 |
| | | 8月～9月 | 募集締め切り 受託法人決定 |
| | | 10月頃～ | 事業準備（契約手続、業務引継ぎ、事業所移設等） |
| <u>平成27年度</u> | 平成27年 | 4月1日 | 委託事業開始 |

※ 注意 ※

※本市が発注する業務委託の契約を行うには、各業者登録名簿に登載された登録業者であることが原則となりますので、「平成25・26年度業務委託契約等競争入札等参加資格審査申請」を行い、資格審査を経て、応募申請日までに入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。

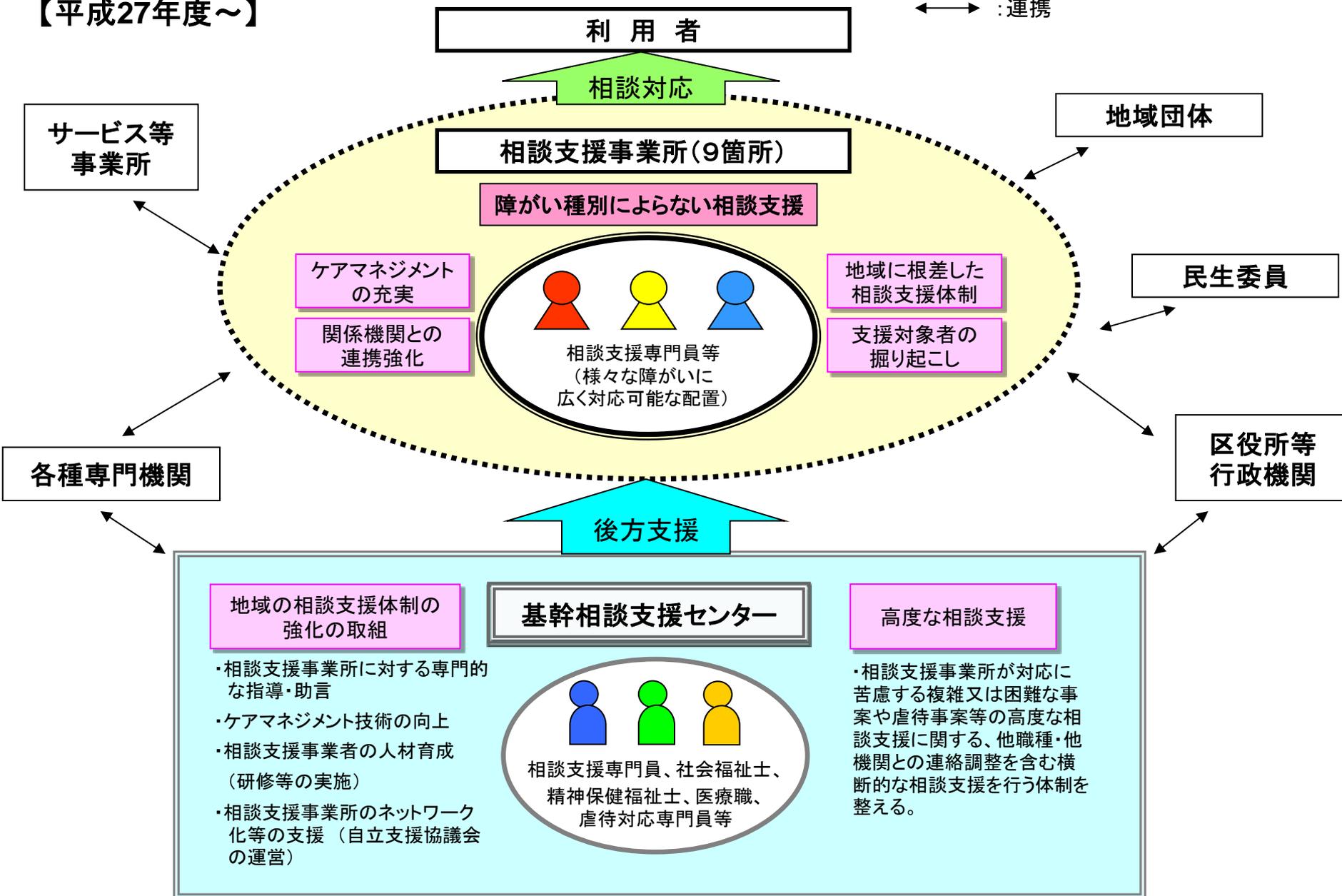
（通常手続きに1～2ヶ月程度の期間を要します。詳しくは熊本市ホームページを参考にしてください。）

※熊本市ホームページ > 分類から探す > しごと・産業・事業者向け > 入札・契約 > 物品・業務委託等の入札・契約情報
> 熊本市入札・契約(物品・業務委託等)ホームページ

相談支援体制強化イメージ図

【平成27年度～】

↔ : 連携



平成25年度 第3回熊本市障がい者自立支援協議会(11/15) 主な質疑・市回答

| 主な意見・質問 | 熊本市回答 |
|--|--|
| <p>表記は3障がい対応となっているが、難病等の取り扱いは。</p> | <p>現時点で3障がいのどれかに得意、不得意が顕著にある事業所があることから3障がいに対応と記載していたが、大前提として難病等も含めたすべての障がいに対応するのが基本である。なお、昨年4月から難病患者の方も身体障害者手帳無しに障がい福祉サービスを利用できるようになるとともに、すでに相談支援の対象ともなっている。</p> |
| <p>現在基本相談の専属人員がほとんど配置できていないのは、配置できる状況にないからだと思うが、9万5千人につき1箇所という体制では事業所の負担がさらに大きくなるのではないか。</p> | <p>箇所数で捕らえるのではなく、相談員の数で見ると、現状の実質22.5名(1.5名×15箇所)から27名(3名×9箇所)+基幹相談支援センター分となり大幅な人員増を想定している。なお、箇所数で見ても9万5千人に1箇所とすると、市全体で7.7箇所が適正となるが、各区の地域性等を勘案して9箇所としていた(10箇所に修正を検討中。)</p> <p>現在相談支援事業所で基本相談の専属人員が配置されていないのには、計画相談支援に人、時間が割かれていることや、多数の職員を雇用するだけの運営費の余力がないといった要因がある。そこで、計画相談支援の実施に制限をかけることや、必要な人員確保が可能な委託料を確保することが必要と考える。</p> |
| <p>事業所が15箇所から9箇所に減った際に相談を受け切れるのか。</p> | <p>上記参照。</p> <p>重要なのは事業所数ではなく、そこに相談支援専門員がどれだけ張り付くかだと考えている。事業所の数が減ることをもって後退ということではなく、その中身の相談支援専門員の数が増えることをもって、むしろ充実に当たると考える。</p> |
| <p>計画相談支援への制限は、兼務制限の形をとると兼務が認められる人員は計画相談のみを取り扱う恐れがあることから、件数に上限を設けることの方が現実的ではないか。</p> | <p>計画相談支援の制限方法は現在検討中。ご意見は参考にさせていただく。</p> |
| <p>利用者は交通の利便性や各事業所の特徴に応じて事業所を選択することがあるため、区をまたいでの利用に関して柔軟な対応をお願いしたい。</p> | <p>設置する区に在住する障がい者の対応を基本としているが、該当区の住人でなければ対応しないということではない。重要なのは利用者の利便性を考慮して配置することと考えている。</p> |
| <p>計画相談支援が開始されたことによって基本相談支援は件数でどのくらい減少しているのか。</p> | <p>平成23年度の32,590件に対して、24年度は39,037件と約19.8%増加しているが、これは計画相談の開始に伴い付随する相談が増えたことが要因と思われる。しかしながら、このような一般相談の需要増加に反して、25年度は参照可能なデータが上半期の部分的なデータに限られるものの、増加どころか減少傾向にある。その理由として、本格的に計画相談支援に時間が割かれ出したため、一般相談には積極的に対応していないことが考えられる。また、件数だけでなく1件あたりの対応時間(質)も低下していることが懸念される。</p> |

平成25年度 第3回熊本市障がい者自立支援協議会(11/15) 主な質疑・市回答

| 主な意見・質問 | 熊本市回答 |
|---|--|
| <p>現在示されている条件(母体法人施設の外に設置すること、3障がいへの対応)では、精神病院を母体としている事業所は撤退するところも出てくると考える。そうした際にノウハウを持った職員が減ることも考えられるがいかか。</p> | <p>障がい福祉計画第3期で謳っている地域の総合相談窓口としての機能強化を目指すとき、まずは地域に開かれた事業所であること、さらに、3障がいはもとよりすべての障がいへの対応が必要だと考える。このことと一部の事業所の撤退の可能性を比較考量することはできない。</p> |
| <p>委託法人の選定は現在の補助事業実施事業所15箇所からか。</p> | <p>法人の選定は公募により公平に行うため、対象は現在の15事業所に限定しない。なお、現在の15事業所はこれまでの実績をアピールポイントの一つと考えてご応募いただけるのではないかと考える。</p> |
| <p>地域活動支援センター I 型との兼ね合いは。</p> | <p>地域活動支援センターとの関係については、I 型については委託を受けることが前提であるが、現在類型等の取り扱いも含めて検討中。</p> |
| <p>計画相談支援に従事する相談員の確保状況は。</p> | <p>本市における計画相談支援の進捗について、平成26年1月現在で支給決定児者の総数が5,950人、そのうち計画作成がなされたのが2,245人、進捗率にして37.7%となっている。</p> <p>また、現時点における相談支援専門員は現在55人であり、当初40件と示した1人当たりの年間担当件数は、指定を受けて1年以上の事業者の平均で約70件程度である。</p> <p>来年度の全件作成ベースでの対象者は、新規利用者も増加しているため、約6,500人程度と見込んでいることから、これを単純に70件で割り戻せば93名の専門員が必要となる。</p> <p>したがって、現在の56人から37人の増員が必要となるが、今後、事業所の指定や相談員の増員を進めていくために、県に対し研修枠の確保を求めるとともに、相談支援部会の活性化を支援し、計画作成を円滑に進めていくこととする。</p> |
| <p>事業所設置場所について利便性を勘案するとのことだが、具体的にどのあたりが良いとの考えはあるか。</p> | <p>どのあたりとは言えないが、利便性の高い場所への設置及び分散を促すため、公募時にある程度地域を示す必要があると考えている。</p> |

平成25年度 第3回熊本市障がい者自立支援協議会(11/15) 主な質疑・市回答

| 主な意見・質問 | 熊本市回答 |
|---|---|
| <p>基幹相談支援センター受託法人の選定も公募によるのか。基幹相談支援センターには後方支援等の役割を果たす上で専門的な職員の配置が求められるが、実際にやっていけるのか疑問。役割等含めて内容の吟味が必要では。</p> | <p>基幹相談支援センターの公募は、現段階では相談支援事業所の公募と併せて実施予定。</p> <p>中長期的な観点から見て、相談支援事業所だけでは市全体の相談支援体制の発展には繋がっていかないので、それを後押しするため、基幹相談支援センターが後方支援や、スキルアップ研修、様々な関係機関のネットワーク化等を行うことが必要だと考えている。一法人が最初からそれに耐える能力を有して実施することは困難であるが、まずは行政や他の相談支援事業所と連携して頑張るしかないと考えている。また、基幹相談支援センターの情報集積及び相談員のスキル確保の観点から、相談支援事業所と併設することを検討している。将来的には、市の障がい福祉サービスに関する様々な情報の収集や、ニーズの把握等を総合的に行える体制整備を行っていききたい。</p> |
| <p>相談数の各障がい毎の割合はどうなっているのか。</p> | <p>平成24年度実績 別紙参照</p> |

平成24年度 相談支援利用者 障がい種別割合

別紙

平成24年度相談支援事業 利用者

| | 合計 A | 割合 =[A/B] |
|----------|---------|--------------|
| 実人員 | 2,763 | |
| 身体障がい | 420 | 13% |
| 重症心身障がい | 60 | 2% |
| 知的障がい | 811 | 25% |
| 精神障がい | 1,204 | 37% |
| 発達障がい | 449 | 14% |
| 高次脳機能障がい | 19 | 1% |
| その他 | 251 | 8% |
| 合計 | 3,214 | |

B

※障がい種別は複数選択をしているため、実人員<障がい種別合計

